

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 29年 7月 31日						
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都江東区木場二丁目18番11号		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 大丸松坂屋百貨店 代表取締役社長 好本達也 電話03-6895-0816						
主たる業種	百貨店業	細分類番号			5	6	1	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号							
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで							
基本方針	平成23年度から25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	社長を環境管理責任者とする環境マネジメントシステムにおいて、平成23年度から25年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量		15,971.2 トン	15,730.8 トン	15,045.6 トン	14,803.3 トン	-4.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量		16,285.6 トン	15,730.8 トン	15,045.6 トン	14,803.3 トン	-6.7 パーセント	
実績に対する自己評価		運転管理の最適化等やLED照明の導入などの施策により、気温の影響も含まれますが温室効果ガス排出量を4.9%削減と一定の成果がございました。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	店舗・事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	16.00	15.34	14.73	14.61	-6.92 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント	
実績に対する自己評価		運転管理の最適化等やLED照明の導入などの施策により、気温の影響も含まれますが、原単位当たりの排出量も約7%の削減でき一定の成果がございました。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
		40.0 パーセント	40.0 パーセント	40.0 パーセント	40.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	LED機具の導入(1200灯) 空調機器の更新・インバータ化 機器の適正な運転管理に努める。						
	(27)年度	空調機機の更新・インバータ化 機器の適正な運転管理に努める。						
	(28)年度	風量各階制御化等の空調改修 LED器具の導入(約1900灯) 機器の適正な運転管理						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	原則、自動車の通勤は認めてない。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤者の安全確保ができた。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	J.フロント リテイリングでは、CO2を削減し、地球温暖化を防止するためにさまざまな省エネに取り組んでいます。設備の更新や改装時・新規出店時には省エネ効率の高い機器を順次導入しています。 ・LED化の推進、節電の取り組み、日本百貨店協会がすすめる地球温暖化防止活動への参画 等							
特記事項	平成26年5月よりその他の建物に外市ビルが追加 平成26年10月まで大規模改装工事実施 (平成25年10月より)							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。